

原子力発第14252号
平成27年 2月27日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

放射線障害予防規程の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

以下の変更に伴い、関連する放射線障害予防規程条文の変更を行う。

- ・伊方発電所の組織整備に伴う変更
伊方発電所の組織整備（平成27年3月1日）に伴う組織および職務の変更
- ・法令改正内容の反映
「原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）」に基づき、「放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律」に係る申請、届出等の提出先を文部科学大臣から原子力規制委員会へ変更

2. 施行期日

平成27年 3月 1日

以 上

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考																								
<table border="1" data-bbox="834 281 1172 558"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>要領 (原子力)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制 定</td> <td>昭 51. 6. 1</td> </tr> <tr> <td>実 施</td> <td>昭 51. 6. 1</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平 <u>23. 6.29</u></td> </tr> <tr> <td>実 施</td> <td>平 <u>23. 6.29</u></td> </tr> <tr> <td>交 布 者</td> <td>原子力部長</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="338 768 1020 821">伊方発電所放射線障害予防規程</p> <p data-bbox="486 1346 878 1398">四国電力株式会社</p>	種 別	要領 (原子力)	制 定	昭 51. 6. 1	実 施	昭 51. 6. 1	最終改正	平 <u>23. 6.29</u>	実 施	平 <u>23. 6.29</u>	交 布 者	原子力部長	<table border="1" data-bbox="1982 281 2320 558"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>要領 (原子力)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制 定</td> <td>昭 51. 6. 1</td> </tr> <tr> <td>実 施</td> <td>昭 51. 6. 1</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平 <u>27. 3. 1</u></td> </tr> <tr> <td>実 施</td> <td>平 <u>27. 3. 1</u></td> </tr> <tr> <td>交 布 者</td> <td>原子力部長</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1489 768 2172 821">伊方発電所放射線障害予防規程</p> <p data-bbox="1638 1346 2030 1398">四国電力株式会社</p>	種 別	要領 (原子力)	制 定	昭 51. 6. 1	実 施	昭 51. 6. 1	最終改正	平 <u>27. 3. 1</u>	実 施	平 <u>27. 3. 1</u>	交 布 者	原子力部長	<p data-bbox="2421 436 2588 468">・改正日の変更</p>
種 別	要領 (原子力)																									
制 定	昭 51. 6. 1																									
実 施	昭 51. 6. 1																									
最終改正	平 <u>23. 6.29</u>																									
実 施	平 <u>23. 6.29</u>																									
交 布 者	原子力部長																									
種 別	要領 (原子力)																									
制 定	昭 51. 6. 1																									
実 施	昭 51. 6. 1																									
最終改正	平 <u>27. 3. 1</u>																									
実 施	平 <u>27. 3. 1</u>																									
交 布 者	原子力部長																									

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>制 定：昭 51. 6. 1 第1次改正：昭 53.12. 1 第2次改正：昭 54.11.20 第3次改正：昭 57. 3.19 第4次改正：昭 59. 3. 1 第5次改正：平 元. 4. 1 第6次改正：平 5. 1.20 第7次改正：平 5. 8. 1 第8次改正：平 6.12.15 第9次改正：平 8. 6.24 第10次改正：平 9. 8. 1 第11次改正：平 13. 4. 1 第12次改正：平 16. 3. 1 第13次改正：平 17. 3. 1 第14次改正：平 17. 7.25 第15次改正：平 18. 3. 1 第16次改正：平 21. 3. 1 第17次改正：平 22. 3. 1 第18次改正：平 23. 6.29</p>	<p>制 定：昭 51. 6. 1 第1次改正：昭 53.12. 1 第2次改正：昭 54.11.20 第3次改正：昭 57. 3.19 第4次改正：昭 59. 3. 1 第5次改正：平 元. 4. 1 第6次改正：平 5. 1.20 第7次改正：平 5. 8. 1 第8次改正：平 6.12.15 第9次改正：平 8. 6.24 第10次改正：平 9. 8. 1 第11次改正：平 13. 4. 1 第12次改正：平 16. 3. 1 第13次改正：平 17. 3. 1 第14次改正：平 17. 7.25 第15次改正：平 18. 3. 1 第16次改正：平 21. 3. 1 第17次改正：平 22. 3. 1 第18次改正：平 23. 6.29 <u>第19次改正：平 27. 3. 1</u></p>	<p>・改正履歴の追加</p>

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1条 目 的 -----</p> <p>第2条 遵守義務 -----</p> <p>第3条 管理区域立入者の区分 -----</p> <p>第4条 組 織 -----</p> <p>第5条 職 務 -----</p> <p>第6条 原子力発電安全委員会 -----</p> <p>第7条 放射線障害防止に関する審議 -----</p> <p>第8条 放射線取扱主任者の選任 -----</p> <p>第9条 放射線取扱主任者の職務 -----</p> <p>第10条 放射線取扱主任者の定期講習 -----</p> <p>第11条 代理者の職務 -----</p> <p>第12条 意見の尊重 -----</p> <p>第13条 管理区域の設定および解除 -----</p> <p>第14条 管理区域の区分 -----</p> <p>第15条 管理区域の出入管理 -----</p> <p>第16条 放射性同位体元素等の移動 -----</p> <p>第17条 放射性同位元素の使用 -----</p> <p>第18条 放射性同位元素の受入れ, 払出し -----</p> <p>第19条 放射性同位元素の保管 -----</p> <p>第20条 放射性廃棄物の管理 -----</p> <p>第21条 放射線測定器の管理 -----</p> <p>第22条 線量当量率等の測定, 記録 -----</p> <p>第23条 線量当量等の測定, 記録 -----</p> <p>第24条 実効線量および等価線量の算定, 記録 -----</p> <p>第25条 実効線量および等価線量の交付および記録の保存 -----</p> <p>第26条 線量限度の管理 -----</p> <p>第27条 線量限度を超えた場合の措置 -----</p> <p>第28条 健康管理 -----</p> <p>第29条 放射線施設の維持および管理 -----</p> <p>第30条 地震, 火災その他の災害が起こったときの措置 -----</p> <p>第31条 危険時の措置 -----</p> <p>第32条 報告等 -----</p> <p>第33条 所員以外の者に対する措置 -----</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1条 目 的 -----</p> <p>第2条 遵守義務 -----</p> <p>第3条 管理区域立入者の区分 -----</p> <p>第4条 組 織 -----</p> <p>第5条 職 務 -----</p> <p>第6条 原子力発電安全委員会 -----</p> <p>第7条 放射線障害防止に関する審議 -----</p> <p>第8条 放射線取扱主任者の選任 -----</p> <p>第9条 放射線取扱主任者の職務 -----</p> <p>第10条 放射線取扱主任者の定期講習 -----</p> <p>第11条 代理者の職務 -----</p> <p>第12条 意見の尊重 -----</p> <p>第13条 管理区域の設定および解除 -----</p> <p>第14条 管理区域の区分 -----</p> <p>第15条 管理区域の出入管理 -----</p> <p>第16条 放射性同位体元素等の移動 -----</p> <p>第17条 放射性同位元素の使用 -----</p> <p>第18条 放射性同位元素の受入れ, 払出し -----</p> <p>第19条 放射性同位元素の保管 -----</p> <p>第20条 放射性廃棄物の管理 -----</p> <p>第21条 放射線測定器の管理 -----</p> <p>第22条 線量当量率等の測定, 記録 -----</p> <p>第23条 線量当量等の測定, 記録 -----</p> <p>第24条 実効線量および等価線量の算定, 記録 -----</p> <p>第25条 実効線量および等価線量の交付および記録の保存 -----</p> <p>第26条 線量限度の管理 -----</p> <p>第27条 線量限度を超えた場合の措置 -----</p> <p>第28条 健康管理 -----</p> <p>第29条 放射線施設の維持および管理 -----</p> <p>第30条 地震, 火災その他の災害が起こったときの措置 -----</p> <p>第31条 危険時の措置 -----</p> <p>第32条 報告等 -----</p> <p>第33条 所員以外の者に対する措置 -----</p>	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>第34条 請負業者に対する放射線管理 -----</p> <p>第35条 教育および訓練 -----</p> <p>第36条 記録の作成・保存 -----</p> <p>第37条 その他盗難予防に対する措置 -----</p> <p>附 則 -----</p>	<p>第34条 請負業者に対する放射線管理 -----</p> <p>第35条 教育および訓練 -----</p> <p>第36条 記録の作成・保存 -----</p> <p>第37条 その他盗難予防に対する措置 -----</p> <p>附 則 -----</p>	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」第21条第1項の規定に基づき、伊方発電所（以下「発電所」という。）における放射性同位元素および放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いおよび安全管理について定め、かつ盗難の防止対策を講じることにより、放射線障害の発生を防止するとともに、公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第2条 放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事するものは、法令およびこの規程に定めるところに従い、放射線障害の防止に務めなければならない。</p> <p>(管理区域立入者の区分)</p> <p>第3条 管理区域へ立ち入る者を次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：放射性同位元素等の取扱い、管理または、これに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一 時 立 入 者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>(組 織)</p> <p>第4条 発電所における放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する組織は、別表1のとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第5条 伊方発電所長（以下「所長」という。）は、この規程に定める放射線障害の発生の防止についての業務を統括するものとする。</p> <p>2. 総務広報部長は、総務課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>3. 総務課長は、放射線関係の保健衛生に関する業務を行う。</p> <p>4. 施設防護課長は、発電所の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>5. 安全管理部長は、放射線・化学管理課長および工程管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>6. 放射線・化学管理課長は、事故調査の統括、管理区域の出入管理に関する業務、放射性同位元素等の取扱いに関する技術的統括および放射線管理に関する業務、放射化学分析に関する業務ならびに放射性同位元素等の取扱いに係る異常時の応急措置に関する業務を行うとともに、発電所員（以下「所員」という。）に対し放射線障害の発生防止についての教育・訓練を行う。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」第21条第1項の規定に基づき、伊方発電所（以下「発電所」という。）における放射性同位元素および放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いおよび安全管理について定め、かつ盗難の防止対策を講じることにより、放射線障害の発生を防止するとともに、公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第2条 放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事するものは、法令およびこの規程に定めるところに従い、放射線障害の防止に務めなければならない。</p> <p>(管理区域立入者の区分)</p> <p>第3条 管理区域へ立ち入る者を次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：放射性同位元素等の取扱い、管理または、これに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一 時 立 入 者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>(組 織)</p> <p>第4条 発電所における放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する組織は、別表1のとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第5条 伊方発電所長（以下「所長」という。）は、この規程に定める放射線障害の発生の防止についての業務を統括するものとする。</p> <p>2. 総務広報部長は、総務課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>3. 総務課長は、放射線関係の保健衛生に関する業務を行う。</p> <p>4. 施設防護課長は、発電所の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>5. 安全管理部長は、放射線・化学管理課長および工程管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>6. 放射線・化学管理課長は、事故調査の統括、管理区域の出入管理に関する業務、放射性同位元素等の取扱いに関する技術的統括および放射線管理に関する業務、放射化学分析に関する業務ならびに放射性同位元素等の取扱いに係る異常時の応急措置に関する業務を行うとともに、発電所員（以下「所員」という。）に対し放射線障害の発生防止についての教育・訓練を行う。</p>	<p>・別表1 変更有り</p>

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 工程管理課長は、放射線施設（使用施設、貯蔵施設および廃棄施設）の保守、改造に関する業務のうち、作業工程管理に関する業務を行う。</p> <p>8. 発電部長は、発電課長の業務を統括する。</p> <p>9. 発電課長は、放射線施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>10. 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、放射線施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>11. 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、電気計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12. 保修統括課長は、放射線施設の保守、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>13. 機械計画第一課長は、放射線施設のうち原子炉設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>14. 電気計画課長は、放射線施設のうち<u>電気・計装設備</u>の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>15.</u> 設備改良工事課長は、放射線施設のうち機械設備および電気・計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、電気計画課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>16.</u> 土木建築部長は、土木建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p><u>17.</u> 土木建築課長は、放射線施設のうち建築設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>18.</u> 各課長（当直長を含む。）は、所長を補佐し、所員および公衆の安全を確保するとともに、放射線障害の発生防止に必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>19.</u> 所員は、定められた職務に応じて、放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事するものとする。</p> <p>（原子力発電安全委員会）</p> <p>第6条 原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置し、放射線障害防止に関する重要事項を審議する。</p> <p>2. 委員会は、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）に加え、委員長が指名した者をもって構成する。</p> <p>3. 原子力部長を委員長とする。</p> <p>（放射線障害防止に関する審議）</p> <p>第7条 この規程の改廃に関する事項および放射線障害防止に関する重要事項の決定は、委員会の審議を経るものとする。</p>	<p>7. 工程管理課長は、放射線施設（使用施設、貯蔵施設および廃棄施設）の保守、改造に関する業務のうち、作業工程管理に関する業務を行う。</p> <p>8. 発電部長は、発電課長の業務を統括する。</p> <p>9. 発電課長は、放射線施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>10. 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、放射線施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>11. 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、電気計画課長、<u>計装計画課長</u>および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12. 保修統括課長は、放射線施設の保守、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>13. 機械計画第一課長は、放射線施設のうち原子炉設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>14. 電気計画課長は、放射線施設のうち<u>電気設備</u>の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>15. 計装計画課長は、放射線施設のうち計装設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</u></p> <p><u>16.</u> 設備改良工事課長は、放射線施設のうち機械設備、<u>電気設備および計装設備</u>の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、電気計画課長<u>および計装計画課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>17.</u> 土木建築部長は、土木建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p><u>18.</u> 土木建築課長は、放射線施設のうち建築設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>19.</u> 各課長（当直長を含む。）は、所長を補佐し、所員および公衆の安全を確保するとともに、放射線障害の発生防止に必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>20.</u> 所員は、定められた職務に応じて、放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事するものとする。</p> <p>（原子力発電安全委員会）</p> <p>第6条 原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置し、放射線障害防止に関する重要事項を審議する。</p> <p>2. 委員会は、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）に加え、委員長が指名した者をもって構成する。</p> <p>3. 原子力部長を委員長とする。</p> <p>（放射線障害防止に関する審議）</p> <p>第7条 この規程の改廃に関する事項および放射線障害防止に関する重要事項の決定は、委員会の審議を経るものとする。</p>	<p>・組織整備に伴う変更</p>

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(放射線取扱主任者の選任)</p> <p>第8条 所長は、放射線障害の発生防止について監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者の資格を有する所員のうちから、主任者を選任しなければならない。</p> <p>2. 所長は、主任者が疾病その他の事情によりその職務を行うことができない場合に備えて、第1種放射線取扱主任者の資格を有する所員のうちから、その職務を代行する代理者を選任しなければならない。</p> <p>放射線取扱主任者の職務)</p> <p>第9条 主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督を誠実に遂行することを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線障害の発生防止に関し、必要な場合は所長に対し意見を具申する。</p> <p>(2) 放射線障害の発生防止に関し、必要な場合は関係課長に助言または協力する。</p> <p>(3) 放射線障害の発生防止に関し、重要な計画の作成に参画する。</p> <p>(4) 法令に基づき実施する記録および報告等について、これを審査または確認する。</p> <p>(5) 所管官庁が法令に基づいて実施する検査に立ち会う。ただし、自ら指名する者を立ち合わせる事が、放射線障害の発生防止に支障を及ぼさないと判断する場合はこの限りではない。</p> <p>(6) 放射線障害の発生防止に関する教育・訓練に関し、必要に応じその実施内容の企画、検討に参画する。</p> <p>(7) その他、放射線障害の発生の防止に関し必要な職務</p> <p>(放射線取扱主任者の定期講習)</p> <p>第10条 所長は、選任した主任者に、文部科学大臣の登録を受けた機関が行う定期講習を、主任者に選任した日から1年以内（主任者に選任する前1年以内に定期講習を受けた場合を除く。）および定期講習を受けた日から3年以内に受けさせなければならない。</p> <p>(代理者の職務)</p> <p>第11条 代理者は主任者が疾病その他の事情により職務を遂行できない場合、その職務を代行する。</p> <p>(意見の尊重)</p> <p>第12条 所長は、放射線障害の発生の防止に関する主任者の意見を尊重しなければならない。</p> <p>2. 放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事する者は、主任者が放射線障害の発生を防止するために行う指示に従わなければならない。</p>	<p>(放射線取扱主任者の選任)</p> <p>第8条 所長は、放射線障害の発生防止について監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者の資格を有する所員のうちから、主任者を選任しなければならない。</p> <p>2. 所長は、主任者が疾病その他の事情によりその職務を行うことができない場合に備えて、第1種放射線取扱主任者の資格を有する所員のうちから、その職務を代行する代理者を選任しなければならない。</p> <p>(放射線取扱主任者の職務)</p> <p>第9条 主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督を誠実に遂行することを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線障害の発生防止に関し、必要な場合は所長に対し意見を具申する。</p> <p>(2) 放射線障害の発生防止に関し、必要な場合は関係課長に助言または協力する。</p> <p>(3) 放射線障害の発生防止に関し、重要な計画の作成に参画する。</p> <p>(4) 法令に基づき実施する記録および報告等について、これを審査または確認する。</p> <p>(5) 所管官庁が法令に基づいて実施する検査に立ち会う。ただし、自ら指名する者を立ち合わせる事が、放射線障害の発生防止に支障を及ぼさないと判断する場合はこの限りではない。</p> <p>(6) 放射線障害の発生防止に関する教育・訓練に関し、必要に応じその実施内容の企画、検討に参画する。</p> <p>(7) その他、放射線障害の発生の防止に関し必要な職務</p> <p>(放射線取扱主任者の定期講習)</p> <p>第10条 所長は、選任した主任者に、原子力規制委員会の登録を受けた機関が行う定期講習を、主任者に選任した日から1年以内（主任者に選任する前1年以内に定期講習を受けた場合を除く。）および定期講習を受けた日から3年以内に受けさせなければならない。</p> <p>(代理者の職務)</p> <p>第11条 代理者は主任者が疾病その他の事情により職務を遂行できない場合、その職務を代行する。</p> <p>(意見の尊重)</p> <p>第12条 所長は、放射線障害の発生の防止に関する主任者の意見を尊重しなければならない。</p> <p>2. 放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事する者は、主任者が放射線障害の発生を防止するために行う指示に従わなければならない。</p>	<p>・「原子力規制委員会設置法」の制定に伴う変更</p>

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(管理区域の設定および解除)</p> <p>第13条 放射線・化学管理課長は、放射線障害の防止のため、外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度、または放射性同位元素によって汚染された物の表面の放射性同位元素の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める管理区域に係る値を超えるか、または超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物により区画するほか、標識を設けることにより、明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、管理区域の設定または解除を行う場合には、所長の承認を受ける。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域の基準に該当しないことを確認する。</p> <p>5. 放射線・化学管理課長は、管理区域の設定または解除を行った場合には、その旨を所内に周知する。</p> <p>(管理区域の区分)</p> <p>第14条 放射線・化学管理課長は、管理区域を必要に応じ次のとおり区分する。</p> <p>(1) 表面汚染密度および空気中の放射性同位元素の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）</p> <p>(2) 表面汚染密度または空気中の放射性同位元素の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるか、または超えるおそれのある区域</p> <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第15条 所長は、あらかじめ管理区域への立入許可に係る手順を定めなければならない。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、前項に定める手順により許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 出入りに際しては出入管理室を通ること。</p> <p>(2) 所定の放射線測定器を装着すること。</p> <p>ただし、その者が一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがない者についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 指定された被服を着用すること。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合、または放射線・化学管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りではない。</p>	<p>(管理区域の設定および解除)</p> <p>第13条 放射線・化学管理課長は、放射線障害の防止のため、外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度、または放射性同位元素によって汚染された物の表面の放射性同位元素の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める管理区域に係る値を超えるか、または超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物により区画するほか、標識を設けることにより、明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、管理区域の設定または解除を行う場合には、所長の承認を受ける。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域の基準に該当しないことを確認する。</p> <p>6. 放射線・化学管理課長は、管理区域の設定または解除を行った場合には、その旨を所内に周知する。</p> <p>(管理区域の区分)</p> <p>第14条 放射線・化学管理課長は、管理区域を必要に応じ次のとおり区分する。</p> <p>(1) 表面汚染密度および空気中の放射性同位元素の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）</p> <p>(2) 表面汚染密度または空気中の放射性同位元素の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるか、または超えるおそれのある区域</p> <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第15条 所長は、あらかじめ管理区域への立入許可に係る手順を定めなければならない。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、前項に定める手順により許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 出入りに際しては出入管理室を通ること。</p> <p>(2) 所定の放射線測定器を装着すること。</p> <p>ただし、その者が一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがない者についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 指定された被服を着用すること。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合、または放射線・化学管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りではない。</p>	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(4) 退出に際しては、汚染の検査を行うこと。 この検査により表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超える汚染が発見された場合には、除染等必要な措置を講じること。 ただし、汚染のおそれのない管理区域を退出する者についてはこの限りではない。</p> <p>(5) 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所においては、飲食および喫煙を行わないこと。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、前項に定める遵守状況を監視させるため、常時出入口に監視員をおくものとする。</p> <p>5. 放射線・化学管理課長は、物品の搬出入のため必要ある場合は、一時的に出入管理室以外の出入口を使用させることができる。 ただし、この場合に設けた出入口は、使用后直ちに閉鎖、施錠等をしなければならない。</p> <p>6. 施設防護課長は、出入管理室以外の管理区域に通じる出入口には、閉鎖、施錠等人がみだりに立ち入らないようにするための措置を講じなければならない。</p> <p>(放射性同位元素等の移動)</p> <p>第16条 各課長は、管理区域内で放射性同位元素等を移動する場合は、放射線・化学管理課長の指示を受けるものとする。 ただし、定常業務に係るものであって、放射線・化学管理課長が承認したものを移動する場合はこの限りではない。</p> <p>2. 各課長は、放射性同位元素等を管理区域外に移動する場合は、第3項の内容について放射線・化学管理課長の確認を受けるとともに、法令に定める技術上の基準に適合する措置を講じる。</p> <p>3. 前項において放射線・化学管理課長が確認しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 放射性同位元素等が、所定の運搬用容器に収納されていること。</p> <p>(2) 移動先が発電所内の場合は、運搬用容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えず、かつ線量当量率が法令に定める値を超えていないこと。</p>	<p>(4) 退出に際しては、汚染の検査を行うこと。 この検査により表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超える汚染が発見された場合には、除染等必要な措置を講じること。 ただし、汚染のおそれのない管理区域を退出する者についてはこの限りではない。</p> <p>(5) 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所においては、飲食および喫煙を行わないこと。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、前項に定める遵守状況を監視させるため、常時出入口に監視員をおくものとする。</p> <p>5. 放射線・化学管理課長は、物品の搬出入のため必要ある場合は、一時的に出入管理室以外の出入口を使用させることができる。 ただし、この場合に設けた出入口は、使用后直ちに閉鎖、施錠等をしなければならない。</p> <p>6. 施設防護課長は、出入管理室以外の管理区域に通じる出入口には、閉鎖、施錠等人がみだりに立ち入らないようにするための措置を講じなければならない。</p> <p>(放射性同位元素等の移動)</p> <p>第16条 各課長は、管理区域内で放射性同位元素等を移動する場合は、放射線・化学管理課長の指示を受けるものとする。 ただし、定常業務に係るものであって、放射線・化学管理課長が承認したものを移動する場合はこの限りではない。</p> <p>2. 各課長は、放射性同位元素等を管理区域外に移動する場合は、第3項の内容について放射線・化学管理課長の確認を受けるとともに、法令に定める技術上の基準に適合する措置を講じる。</p> <p>3. 前項において放射線・化学管理課長が確認しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 放射性同位元素等が、所定の運搬用容器に収納されていること。</p> <p>(2) 移動先が発電所内の場合は、運搬用容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えず、かつ線量当量率が法令に定める値を超えていないこと。</p>	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(3) 移動先が発電所外の場合は、運搬用容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えず、かつ線量当量率が法令に定める値を超えていないことのほか、標識をつける等法令に定める措置が講じられていること。</p> <p>(4) 運搬用容器には、施錠または閉鎖等放射性同位元素等をみだりに持ち出すことができないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(5) 運搬用容器には、固定または施錠等容器をみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>4. 各課長は、物品を管理区域外に持ち出そうとする場合は、その表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて、放射線・化学管理課長の確認を受ける。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から持ち出す場合においてはこの限りではない。</p> <p>5. 各課長は、第2項の放射性同位元素等を発電所外へ持ち出す場合には、所長および主任者の承認を得る。</p> <p>6. 放射線・化学管理課長は、放射性同位元素等を運搬する者に対して、次の事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 運搬中の車両をやむをえず離れる場合には、ドア等を必ずロックすること。</p> <p>(2) 車両には、赤旗、信号灯等を備え付けること。</p> <p>(3) その他、車両の盗難防止のための措置を講じること。</p> <p>7. 放射線・化学管理課長は、業務上必要としない物品の管理区域への持込み禁止の旨を、所内に周知徹底しなければならない。</p> <p>(放射性同位元素の使用)</p> <p>第17条 各課長は、放射性同位元素を使用する場合、その使用についてあらかじめ放射線・化学管理課長の承認を受ける。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、次の各号に従い放射性同位元素を使用させるものとし、各課長は、これを遵守する。</p> <p>(1) 放射性同位元素の使用は、使用施設において行うこと。</p> <p>(2) 密封された放射性同位元素を使用する場合には、その放射性同位元素を常に次に適合する状態において使用すること。</p> <p>イ. 正常な使用状態においては、開封または破壊されるおそれのないこと。</p> <p>ロ. 放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。</p> <p>(3) 放射線業務従事者の線量は、遮へい物の使用、かん子等の使用、作業時間の短縮等により、その取扱いに伴う線量をできるだけ少なくするような措置を講じること。</p> <p>(4) 密封されていない放射性同位元素を使用する場合には、汚染の拡大を防止するための必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 密封された放射性同位元素を移動させて使用する場合には、使用后直ちに異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明したときは放射線障害を防止するために必要な措置を講じること。</p>	<p>(3) 移動先が発電所外の場合は、運搬用容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えず、かつ線量当量率が法令に定める値を超えていないことのほか、標識をつける等法令に定める措置が講じられていること。</p> <p>(4) 運搬用容器には、施錠または閉鎖等放射性同位元素等をみだりに持ち出すことができないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(5) 運搬用容器には、固定または施錠等容器をみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>4. 各課長は、物品を管理区域外に持ち出そうとする場合は、その表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて、放射線・化学管理課長の確認を受ける。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から持ち出す場合においてはこの限りではない。</p> <p>5. 各課長は、第2項の放射性同位元素等を発電所外へ持ち出す場合には、所長および主任者の承認を得る。</p> <p>6. 放射線・化学管理課長は、放射性同位元素等を運搬する者に対して、次の事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 運搬中の車両をやむをえず離れる場合には、ドア等を必ずロックすること。</p> <p>(2) 車両には、赤旗、信号灯等を備え付けること。</p> <p>(3) その他、車両の盗難防止のための措置を講じること。</p> <p>7. 放射線・化学管理課長は、業務上必要としない物品の管理区域への持込み禁止の旨を、所内に周知徹底しなければならない。</p> <p>(放射性同位元素の使用)</p> <p>第17条 各課長は、放射性同位元素を使用する場合、その使用についてあらかじめ放射線・化学管理課長の承認を受ける。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、次の各号に従い放射性同位元素を使用させるものとし、各課長は、これを遵守する。</p> <p>(1) 放射性同位元素の使用は、使用施設において行うこと。</p> <p>(2) 密封された放射性同位元素を使用する場合には、その放射性同位元素を常に次に適合する状態において使用すること。</p> <p>イ. 正常な使用状態においては、開封または破壊されるおそれのないこと。</p> <p>ロ. 放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。</p> <p>(3) 放射線業務従事者の線量は、遮へい物の使用、かん子等の使用、作業時間の短縮等により、その取扱いに伴う線量をできるだけ少なくするような措置を講じること。</p> <p>(4) 密封されていない放射性同位元素を使用する場合には、汚染の拡大を防止するための必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 密封された放射性同位元素を移動させて使用する場合には、使用后直ちに異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明したときは放射線障害を防止するために必要な措置を講じること。</p>	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(6) 移動使用中および使用に係る保管中に、放射性同位元素の紛失および盗難防止のための措置が講じられていること。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、使用施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示する。</p> <p>4. 各課長は、放射性同位元素の使用状況を記録する。</p> <p>(放射性同位元素の受入れ、払出し)</p> <p>第18条 各課長は、放射性同位元素の受入れまたは払出しを行う場合、その受入れまたは払出しについてあらかじめ主任者の承認を受ける。</p> <p>2. 各課長は、受入れまたは払出しに係る放射性同位元素の種類および数量、受入れまたは払出しの年月日を記録する。</p> <p>(放射性同位元素の保管)</p> <p>第19条 各課長は、放射性同位元素を保管する場合、次の各号に定めるところにより保管する。</p> <p>(1) 放射性同位元素の保管は、貯蔵施設において行うこと。</p> <p>(2) 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。</p> <p>(3) 貯蔵施設内の、人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、次の措置を講じることにより、表面密度限度を超えないようにすること。</p> <p>イ. 液体状または固体状の放射性同位元素は、液体がこぼれにくい構造であり、かつ液体が浸透しにくい材料を用いた容器に入れること。</p> <p>ロ. 液体状または固体状の放射性同位元素を入れた容器で、亀裂、破損等の事故の生じるおそれのあるものには、受け皿、吸収材その他の施設または器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。</p> <p>(4) 密封された放射性同位元素を移動して使用した場合、その日の使用終了後には貯蔵施設において保管する。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、貯蔵室および貯蔵箱に、施錠等閉鎖のための措置を講じなければならない。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、定期的に保管状況の確認を行う。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示する。</p> <p>(放射性廃棄物の管理)</p> <p>第20条 所長は、放射性同位元素等で廃棄しようとする物（以下「放射性廃棄物」という。）の管理にあたっては、法令の定めるところに従い管理するとともに、発電所周辺への影響をできるだけ少なくすることに留意しなければならない。</p> <p>2. 各課長は、液体状の放射性廃棄物が発生した場合は排水せず、ウエス等で吸収し、容器に封入する。</p>	<p>(6) 移動使用中および使用に係る保管中に、放射性同位元素の紛失および盗難防止のための措置が講じられていること。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、使用施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示する。</p> <p>4. 各課長は、放射性同位元素の使用状況を記録する。</p> <p>(放射性同位元素の受入れ、払出し)</p> <p>第18条 各課長は、放射性同位元素の受入れまたは払出しを行う場合、その受入れまたは払出しについてあらかじめ主任者の承認を受ける。</p> <p>2. 各課長は、受入れまたは払出しに係る放射性同位元素の種類および数量、受入れまたは払出しの年月日を記録する。</p> <p>(放射性同位元素の保管)</p> <p>第19条 各課長は、放射性同位元素を保管する場合、次の各号に定めるところにより保管する。</p> <p>(1) 放射性同位元素の保管は、貯蔵施設において行うこと。</p> <p>(2) 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。</p> <p>(3) 貯蔵施設内の、人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、次の措置を講じることにより、表面密度限度を超えないようにすること。</p> <p>イ. 液体状または固体状の放射性同位元素は、液体がこぼれにくい構造であり、かつ液体が浸透しにくい材料を用いた容器に入れること。</p> <p>ロ. 液体状または固体状の放射性同位元素を入れた容器で、亀裂、破損等の事故の生じるおそれのあるものには、受け皿、吸収材その他の施設または器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。</p> <p>(4) 密封された放射性同位元素を移動して使用した場合、その日の使用終了後には貯蔵施設において保管する。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、貯蔵室および貯蔵箱に、施錠等閉鎖のための措置を講じなければならない。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、定期的に保管状況の確認を行う。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示する。</p> <p>(放射性廃棄物の管理)</p> <p>第20条 所長は、放射性同位元素等で廃棄しようとする物（以下「放射性廃棄物」という。）の管理にあたっては、法令の定めるところに従い管理するとともに、発電所周辺への影響をできるだけ少なくすることに留意しなければならない。</p> <p>2. 各課長は、液体状の放射性廃棄物が発生した場合は排水せず、ウエス等で吸収し、容器に封入する。</p>	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>3. 各課長は、固体状の放射性廃棄物が発生した場合は、容器に封入するかまたは汚染の広がりを防止する措置を講じなければならない。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、第2項および第3項の固体状の放射性廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>5. 放射線・化学管理課長は、固体廃棄物貯蔵庫の扉、シャッター等外部に通じる部分には、施錠その他閉鎖のための措置を講じなければならない。</p> <p>6. 当直長は、気体状の放射性廃棄物を廃棄する場合は、排気中の放射性同位元素の濃度が、法令に定める値を超えないようにする。</p> <p>7. 放射線・化学管理課長は、第6項の管理のため排気中の放射性同位元素の濃度を測定する。</p> <p>(放射線測定器の管理)</p> <p>第21条 放射線・化学管理課長および<u>電気計画課長</u>は、放射線測定器を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>(線量当量率等の測定、記録)</p> <p>第22条 放射線・化学管理課長は、管理区域内およびその周辺における外部放射線に係る線量当量率ならびに放射性同位元素による汚染の状況の測定を、別表2に基づき実施する。</p> <p>2. 前項の測定は、放射線測定器を用いて行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することができる。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに放射線障害を防止するための措置を講じるとともに、その原因を調査し必要な措置を講じる。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果に基づき次の事項を記録し5年間保存する。</p> <p>(1) 測定日時</p> <p>(2) 測定箇所</p> <p>(3) 測定をした者の氏名</p> <p>(4) 放射線測定器の種類および型式</p> <p>(5) 測定方法</p> <p>(6) 測定結果</p> <p>(線量当量等の測定、記録)</p> <p>第23条 放射線・化学管理課長は、管理区域へ立ち入る者の外部被ばくに係る線量を次のとおり測定する。ただし、その者が一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのない者についてはこの限りではない。</p> <p>(1) 胸部において1センチメートル線量当量および70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を測定する。ただし、その者が女子(妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者を除く。)の場合は、腹部において同様の測定を実施する。</p>	<p>3. 各課長は、固体状の放射性廃棄物が発生した場合は、容器に封入するかまたは汚染の広がりを防止する措置を講じなければならない。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、第2項および第3項の固体状の放射性廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>5. 放射線・化学管理課長は、固体廃棄物貯蔵庫の扉、シャッター等外部に通じる部分には、施錠その他閉鎖のための措置を講じなければならない。</p> <p>6. 当直長は、気体状の放射性廃棄物を廃棄する場合は、排気中の放射性同位元素の濃度が、法令に定める値を超えないようにする。</p> <p>7. 放射線・化学管理課長は、第6項の管理のため排気中の放射性同位元素の濃度を測定する。</p> <p>(放射線測定器の管理)</p> <p>第21条 放射線・化学管理課長および<u>計装計画課長</u>は、放射線測定器を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>(線量当量率等の測定、記録)</p> <p>第22条 放射線・化学管理課長は、管理区域内およびその周辺における外部放射線に係る線量当量率ならびに放射性同位元素による汚染の状況の測定を、別表2に基づき実施する。</p> <p>2. 前項の測定は、放射線測定器を用いて行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することができる。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに放射線障害を防止するための措置を講じるとともに、その原因を調査し必要な措置を講じる。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果に基づき次の事項を記録し5年間保存する。</p> <p>(1) 測定日時</p> <p>(2) 測定箇所</p> <p>(3) 測定をした者の氏名</p> <p>(4) 放射線測定器の種類および型式</p> <p>(5) 測定方法</p> <p>(6) 測定結果</p> <p>(線量当量等の測定、記録)</p> <p>第23条 放射線・化学管理課長は、管理区域へ立ち入る者の外部被ばくに係る線量を次のとおり測定する。ただし、その者が一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのない者についてはこの限りではない。</p> <p>(1) 胸部において1センチメートル線量当量および70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を測定する。ただし、その者が女子(妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者を除く。)の場合は、腹部において同様の測定を実施する。</p>	<p>・組織整備に伴う変更</p>

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(2) 頭部およびけい部からなる部分、胸部および上腕部からなる部分ならびに腹部および大たい部からなる部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部および上腕部からなる部分（女子（妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者を除く。）については腹部および大たい部からなる部分）以外の部分である場合にあっては、前号に加え最大となるおそれのある部分において1センチメートル線量当量および70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）を測定する。</p> <p>(3) 手、足等末端部の線量が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部および大たい部のいずれの部位よりも大きくなるおそれのある場合は、第(1)号および第(2)号に加え当該部位について70マイクロメートル線量当量を測定する。ただし、中性子線についてはこの限りではない。</p> <p>2. 前項の測定は、放射線測定器を用いて行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することができる。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の内部被ばくによる線量を次のとおり測定する。ただし、その者が一時立入者であって、内部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがない者についてはこの限りではない。</p> <p>(1) 放射性同位元素を摂取した者についてはその都度</p> <p>(2) 放射性同位元素を摂取するおそれのある場所へ立ち入る者については3月毎に1回、ただし、その者が本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子である場合は出産までの間1月毎に1回</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の人体および人体に着用している物の表面汚染密度を測定する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合はこの限りではない。</p> <p>5. 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果を次の項目について4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子については出産までの間毎月1日を始期とする1月間について集計し記録する。</p> <p>(1) 測定対象者の氏名</p> <p>(2) 測定をした者の氏名</p> <p>(3) 放射線測定器の種類および型式</p> <p>(4) 測定方法</p> <p>(5) 測定部位および測定結果</p> <p>6. 放射線・化学管理課長は、第3項の測定結果を次の項目について測定の都度記録する。</p> <p>(1) 測定日時</p> <p>(2) 測定対象者の氏名</p> <p>(3) 測定をした者の氏名</p> <p>(4) 放射線測定器の種類および型式</p>	<p>(2) 頭部およびけい部からなる部分、胸部および上腕部からなる部分ならびに腹部および大たい部からなる部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部および上腕部からなる部分（女子（妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者を除く。）については腹部および大たい部からなる部分）以外の部分である場合にあっては、前号に加え最大となるおそれのある部分において1センチメートル線量当量および70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）を測定する。</p> <p>(3) 手、足等末端部の線量が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部および大たい部のいずれの部位よりも大きくなるおそれのある場合は、第(1)号および第(2)号に加え当該部位について70マイクロメートル線量当量を測定する。ただし、中性子線についてはこの限りではない。</p> <p>2. 前項の測定は、放射線測定器を用いて行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することができる。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の内部被ばくによる線量を次のとおり測定する。ただし、その者が一時立入者であって、内部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがない者についてはこの限りではない。</p> <p>(1) 放射性同位元素を摂取した者についてはその都度</p> <p>(2) 放射性同位元素を摂取するおそれのある場所へ立ち入る者については3月毎に1回、ただし、その者が本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子である場合は出産までの間1月毎に1回</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の人体および人体に着用している物の表面汚染密度を測定する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合はこの限りではない。</p> <p>5. 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果を次の項目について4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子については出産までの間毎月1日を始期とする1月間について集計し記録する。</p> <p>(1) 測定対象者の氏名</p> <p>(2) 測定をした者の氏名</p> <p>(3) 放射線測定器の種類および型式</p> <p>(4) 測定方法</p> <p>(5) 測定部位および測定結果</p> <p>6. 放射線・化学管理課長は、第3項の測定結果を次の項目について測定の都度記録する。</p> <p>(1) 測定日時</p> <p>(2) 測定対象者の氏名</p> <p>(3) 測定をした者の氏名</p> <p>(4) 放射線測定器の種類および型式</p>	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(5) 測定方法 (6) 測定結果</p> <p>7. 放射線・化学管理課長は、第4項の測定結果において人体表面が法令に定める表面密度限度を超えて汚染され、その汚染が容易に除去できない場合は次の事項について記録する。</p> <p>(1) 測定日時 (2) 測定対象者の氏名 (3) 測定をした者の氏名 (4) 放射線測定器の種類および型式 (5) 汚染の状況 (6) 測定方法 (7) 測定部位および測定結果</p> <p>(実効線量および等価線量の算定、記録)</p> <p>第24条 放射線・化学管理課長は、第23条の結果から、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする3月間および4月1日を始期とする1年間の実効線量および等価線量を算定する。なお、本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子についてはそれに加え、出産までの間毎月1日を始期とする1月間について実効線量および等価線量を算定する。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、前項の結果に基づき次の事項を記録する。</p> <p>(1) 算定年月日 (2) 対象者の氏名 (3) 算定した者の氏名 (4) 算定対象期間 (5) 実効線量 (6) 等価線量および組織名</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、第1項における実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間）の累積実効線量（4月1日を始期とする1年間ごとに算定した実効線量の合計）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目を記録する。</p> <p>(1) 集計年月日 (2) 対象者の氏名 (3) 集計した者の氏名 (4) 集計対象期間 (5) 累積実効線量</p>	<p>(5) 測定方法 (6) 測定結果</p> <p>7. 放射線・化学管理課長は、第4項の測定結果において人体表面が法令に定める表面密度限度を超えて汚染され、その汚染が容易に除去できない場合は次の事項について記録する。</p> <p>(1) 測定日時 (2) 測定対象者の氏名 (3) 測定をした者の氏名 (4) 放射線測定器の種類および型式 (5) 汚染の状況 (6) 測定方法 (7) 測定部位および測定結果</p> <p>(実効線量および等価線量の算定、記録)</p> <p>第24条 放射線・化学管理課長は、第23条の結果から、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする3月間および4月1日を始期とする1年間の実効線量および等価線量を算定する。なお、本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子についてはそれに加え、出産までの間毎月1日を始期とする1月間について実効線量および等価線量を算定する。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、前項の結果に基づき次の事項を記録する。</p> <p>(1) 算定年月日 (2) 対象者の氏名 (3) 算定した者の氏名 (4) 算定対象期間 (5) 実効線量 (6) 等価線量および組織名</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、第1項における実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間）の累積実効線量（4月1日を始期とする1年間ごとに算定した実効線量の合計）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目を記録する。</p> <p>(1) 集計年月日 (2) 対象者の氏名 (3) 集計した者の氏名 (4) 集計対象期間 (5) 累積実効線量</p>	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(実効線量および等価線量の交付および記録の保存)</p> <p>第25条 放射線・化学管理課長は、第23条および第24条の記録の写しを記録のつど対象者に交付しなければならない。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、第23条および第24条の記録を保存する。ただし、当該記録の対象者が放射線業務従事者でなくなった場合または当該記録を5年以上保存した場合において、これを<u>(財)放射線影響協会</u>へ引き渡すときは、この限りではない。</p> <p>(線量限度の管理)</p> <p>第26条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の実効線量および等価線量が、それぞれ法令に定める線量限度を超えないよう、被ばく管理上必要な措置を講じる。</p> <p>(線量限度を超えた場合の措置)</p> <p>第27条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の実効線量または等価線量が、法令に定める線量限度を超えた場合、または超えたおそれがある場合は、総務課長の協力を得て、第28条第2項に基づき健康診断を実施するほか、第28条第6項に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第28条 総務課長は、放射線業務従業者に対して放射線障害を防止するため、次の頻度で健康診断を行わなければならない。</p> <p>(1) その者が初めて管理区域に立ち入る前</p> <p>(2) 前号に定める者が管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに1回</p> <p>2. 総務課長は、前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく健康診断を行う。</p> <p>(1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、または経口摂取した場合</p> <p>(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染が容易に除去できない場合</p> <p>(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、または汚染されたおそれがある場合</p> <p>(4) 実効線量または等価線量が、法令に定める線量限度を超えた場合、または超えたおそれがある場合</p> <p>3. 健康診断の実施方法および項目は別表3のとおりとする。</p> <p>4. 総務課長は、健康診断の結果について次の事項を記録するとともに、記録の写しを健康診断を受けた者に交付する。</p> <p>(1) 実施年月日</p> <p>(2) 対象者の氏名</p> <p>(3) 健康診断を行った医師名</p>	<p>(実効線量および等価線量の交付および記録の保存)</p> <p>第25条 放射線・化学管理課長は、第23条および第24条の記録の写しを記録のつど対象者に交付しなければならない。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、第23条および第24条の記録を保存する。ただし、当該記録の対象者が放射線業務従事者でなくなった場合または当該記録を5年以上保存した場合において、これを<u>(公財)放射線影響協会</u>へ引き渡すときは、この限りではない。</p> <p>(線量限度の管理)</p> <p>第26条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の実効線量および等価線量が、それぞれ法令に定める線量限度を超えないよう、被ばく管理上必要な措置を講じる。</p> <p>(線量限度を超えた場合の措置)</p> <p>第27条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の実効線量または等価線量が、法令に定める線量限度を超えた場合、または超えたおそれがある場合は、総務課長の協力を得て、第28条第2項に基づき健康診断を実施するほか、第28条第6項に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第28条 総務課長は、放射線業務従業者に対して放射線障害を防止するため、次の頻度で健康診断を行わなければならない。</p> <p>(1) その者が初めて管理区域に立ち入る前</p> <p>(2) 前号に定める者が管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに1回</p> <p>2. 総務課長は、前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく健康診断を行う。</p> <p>(1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、または経口摂取した場合</p> <p>(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染が容易に除去できない場合</p> <p>(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、または汚染されたおそれがある場合</p> <p>(4) 実効線量または等価線量が、法令に定める線量限度を超えた場合、または超えたおそれがある場合</p> <p>3. 健康診断の実施方法および項目は別表3のとおりとする。</p> <p>4. 総務課長は、健康診断の結果について次の事項を記録するとともに、記録の写しを健康診断を受けた者に交付する。</p> <p>(1) 実施年月日</p> <p>(2) 対象者の氏名</p> <p>(3) 健康診断を行った医師名</p>	<p>・表現の適性化</p>

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(4) 健康診断の結果</p> <p>(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置</p> <p>5. 総務課長は、前項の記録を保存する。ただし、当該記録の対象者が放射線業務従事者でなくなった場合または当該記録を5年以上保存した場合において、これを <u>(財)放射線影響協会</u>へ引き渡すときは、この限りでない。</p> <p>6. 総務課長は、放射線障害を受けた者および受けたおそれがある者に対しては医師による診断、管理区域への立入制限等の措置を講じ、必要な保健指導を行う。</p> <p>(放射線施設の維持および管理)</p> <p>第29条 所長は、別表4に基づき定期的な点検に関する実施計画を定める。</p> <p>2. 各課長は、前項の実施計画に基づき点検を実施する。</p> <p>3. 各課長は、その所管する放射線施設について前項の点検を終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、主任者および関係課長に通知する。</p> <p>4. 各課長は、放射線施設に異常を認めた場合は、関係課長と協議の上必要な必修等を行い、正常な状態に復帰させる。</p> <p>5. 各課長は、前項の必修等が終了したときは、当該施設の点検を行い、正常に復帰したことを確認し、主任者および関係課長に通知する。</p> <p>(地震、火災その他の災害が起こったときの措置)</p> <p>第30条 地震（発電所で震度4相当以上の地震を観測した場合。以下本条において同じ。）が起こったときは、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 当直長は、地震が起こったときは、放射線・化学管理課長および機械計画第一課長に連絡する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理課長および機械計画第一課長は、地震が起こったとき、または前号の連絡を受けた場合は、別表4に定める点検項目について点検を行い、その結果を所長に報告するとともに主任者に通知する。</p> <p>2. 火災その他の災害（地震による災害を除く。以下本項において同じ。）が起こったときは、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 火災その他の災害発生の通知を受けた当直長は、放射線・化学管理課長および機械計画第一課長に連絡する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理課長および機械計画第一課長は、前号の連絡を受けた場合は、別表4の点検項目のうち火災その他の災害が起こった設備に関する項目について点検を行い、その結果を所長に報告するとともに主任者に通知する。</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第31条 所長は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、直ちに次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線施設に火災が起こり、またはこれらの施設に延焼するおそれがある場合には、消火または延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署に通報すること。</p>	<p>(4) 健康診断の結果</p> <p>(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置</p> <p>5. 総務課長は、前項の記録を保存する。ただし、当該記録の対象者が放射線業務従事者でなくなった場合または当該記録を5年以上保存した場合において、これを <u>(公財)放射線影響協会</u>へ引き渡すときは、この限りでない。</p> <p>6. 総務課長は、放射線障害を受けた者および受けたおそれがある者に対しては医師による診断、管理区域への立入制限等の措置を講じ、必要な保健指導を行う。</p> <p>(放射線施設の維持および管理)</p> <p>第29条 所長は、別表4に基づき定期的な点検に関する実施計画を定める。</p> <p>2. 各課長は、前項の実施計画に基づき点検を実施する。</p> <p>3. 各課長は、その所管する放射線施設について前項の点検を終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、主任者および関係課長に通知する。</p> <p>4. 各課長は、放射線施設に異常を認めた場合は、関係課長と協議の上必要な必修等を行い、正常な状態に復帰させる。</p> <p>5. 各課長は、前項の必修等が終了したときは、当該施設の点検を行い、正常に復帰したことを確認し、主任者および関係課長に通知する。</p> <p>(地震、火災その他の災害が起こったときの措置)</p> <p>第30条 地震（発電所で震度4相当以上の地震を観測した場合。以下本条において同じ。）が起こったときは、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 当直長は、地震が起こったときは、放射線・化学管理課長および機械計画第一課長に連絡する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理課長および機械計画第一課長は、地震が起こったとき、または前号の連絡を受けた場合は、別表4に定める点検項目について点検を行い、その結果を所長に報告するとともに主任者に通知する。</p> <p>2. 火災その他の災害（地震による災害を除く。以下本項において同じ。）が起こったときは、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 火災その他の災害発生の通知を受けた当直長は、放射線・化学管理課長および機械計画第一課長に連絡する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理課長および機械計画第一課長は、前号の連絡を受けた場合は、別表4の点検項目のうち火災その他の災害が起こった設備に関する項目について点検を行い、その結果を所長に報告するとともに主任者に通知する。</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第31条 所長は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、直ちに次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線施設に火災が起こり、またはこれらの施設に延焼するおそれがある場合には、消火または延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署に通報すること。</p>	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(2) 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者および付近にいる者に避難するよう警告すること。</p> <p>(3) 放射線障害を受けた者または受けたおそれがある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講じること。</p> <p>(4) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、すみやかにその広がり防止および除去を行うこと。</p> <p>(5) 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄張り、標識等を設け、かつ監視員をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>(6) その他放射線障害を防止するために必要な措置を講じること。</p> <p>2. 各課長は、前項各号の緊急作業を行う場合には、遮へい具、かん子または保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくするように努める。</p> <p>なお、緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子については妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者に限る）の線量限度は、法令に定める緊急作業に係わる線量限度とする。</p> <p>(報告等)</p> <p>第32条 各課長は、次の場合、その旨を所長に報告するとともに、主任者に通知する。</p> <p>(1) 第31条第1項の事態が生じた場合</p> <p>(2) 放射性同位元素の盗取、または所在不明が生じた場合</p> <p>(3) 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度が、濃度限度を超えた場合および発電所の境界の外における空気中の放射性同位元素の濃度が濃度限度を超えた場合</p> <p>(4) 排気により、発電所の境界の外における線量が、線量限度を超えた場合</p> <p>(5) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいした場合</p> <p>(6) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいした場合</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合（漏えいした物が管理区域外に広がった場合を除く。）を除く。</p> <p>イ. 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備周辺に設置された漏えい拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった場合</p> <p>ロ. 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがない場合</p> <p>(7) 施設内の人が常時立ち入る場所の線量が、1週間につき1ミリシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合</p>	<p>(2) 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者および付近にいる者に避難するよう警告すること。</p> <p>(3) 放射線障害を受けた者または受けたおそれがある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講じること。</p> <p>(4) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、すみやかにその広がり防止および除去を行うこと。</p> <p>(5) 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄張り、標識等を設け、かつ監視員をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>(6) その他放射線障害を防止するために必要な措置を講じること。</p> <p>2. 各課長は、前項各号の緊急作業を行う場合には、遮へい具、かん子または保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくするように努める。</p> <p>なお、緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子については妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者に限る）の線量限度は、法令に定める緊急作業に係わる線量限度とする。</p> <p>(報告等)</p> <p>第32条 各課長は、次の場合、その旨を所長に報告するとともに、主任者に通知する。</p> <p>(1) 第31条第1項の事態が生じた場合</p> <p>(2) 放射性同位元素の盗取、または所在不明が生じた場合</p> <p>(3) 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度が、濃度限度を超えた場合および発電所の境界の外における空気中の放射性同位元素の濃度が濃度限度を超えた場合</p> <p>(4) 排気により、発電所の境界の外における線量が、線量限度を超えた場合</p> <p>(5) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいした場合</p> <p>(6) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいした場合</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合（漏えいした物が管理区域外に広がった場合を除く。）を除く。</p> <p>イ. 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備周辺に設置された漏えい拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった場合</p> <p>ロ. 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがない場合</p> <p>(7) 施設内の人が常時立ち入る場所の線量が、1週間につき1ミリシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合</p>	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(8) 発電所の境界における線量が、3月間につき250マイクロシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合</p> <p>(9) 放射性同位元素等の取扱いにおける次の計画外の被ばくがあった場合</p> <p>イ. 放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合</p> <p>ロ. 放射線業務従事者以外の者にあつては、0.5ミリシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合</p> <p>(10) 放射線業務従事者について、実効線量限度もしくは等価線量限度を超え、または超えるおそれのある被ばくがあった場合</p> <p>(11) その他放射線障害が発生し、または発生するおそれのある場合</p> <p>2. 所長は、前項第(1)号に定める事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、その旨を直ちに警察署または海上保安部に通報するとともに、火災を伴う場合は、所轄の消防署へ通報する。</p> <p>3. 所長は、第1項第(2)号の事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、遅滞なくその旨を警察署または海上保安部へ届出る。</p> <p>4. 所長は、第1項の事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を原子力部長に報告する。</p> <p>5. 原子力部長は、前項に定める報告を受けた場合は、第1項第(1)号については遅滞なく次の事項について<u>文部科学大臣</u>（放射性同位元素等の発電所外での運搬にあつては<u>文部科学大臣</u>または国土交通大臣）へ届出る。</p> <p>(1) 事態が生じた日時および場所ならびに原因</p> <p>(2) 発生し、または発生するおそれがある放射線障害の状況</p> <p>(3) 講じ、または講じようとしている応急の措置の内容</p> <p>6. 原子力部長は、第4項の報告を受けた場合、第1項第(2)号から第(11)号についてはその旨を直ちに、その状況およびそれに対する処置を10日以内に<u>文部科学大臣</u>へ報告する。</p> <p>7. 所長は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの放射線管理状況について、原子力部長に報告する。</p> <p>8. 原子力部長は、前項の報告を受けた場合、その旨を当該期間の経過後3月以内に<u>文部科学大臣</u>へ報告する。</p> <p>9. 所長は、密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして<u>文部科学大臣</u>が定めるもの（以下「特定放射性同位元素」という。）について、次の各号により、原子力部長に報告する。</p> <p>(1) 所長は、特定放射性同位元素を受入れ、または払出した場合、その旨および当該特定放射性同位元素の内容を原子力部長に報告する。</p> <p>(2) 原子力部長は、前号の報告を受けた場合、その旨および当該特定放射性同位元素の内容を当該行為を行った日から15日以内に特定放射性同位元素の受入れ等について<u>文部科学大臣</u>に報告する。</p>	<p>(8) 発電所の境界における線量が、3月間につき250マイクロシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合</p> <p>(9) 放射性同位元素等の取扱いにおける次の計画外の被ばくがあった場合</p> <p>イ. 放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合</p> <p>ロ. 放射線業務従事者以外の者にあつては、0.5ミリシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合</p> <p>(10) 放射線業務従事者について、実効線量限度もしくは等価線量限度を超え、または超えるおそれのある被ばくがあった場合</p> <p>(11) その他放射線障害が発生し、または発生するおそれのある場合</p> <p>2. 所長は、前項第(1)号に定める事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、その旨を直ちに警察署または海上保安部に通報するとともに、火災を伴う場合は、所轄の消防署へ通報する。</p> <p>3. 所長は、第1項第(2)号の事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、遅滞なくその旨を警察署または海上保安部へ届出る。</p> <p>4. 所長は、第1項の事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を原子力部長に報告する。</p> <p>5. 原子力部長は、前項に定める報告を受けた場合は、第1項第(1)号については遅滞なく次の事項について<u>原子力規制委員会</u>（放射性同位元素等の発電所外での運搬にあつては<u>原子力規制委員会</u>または国土交通大臣）へ届出る。</p> <p>(1) 事態が生じた日時および場所ならびに原因</p> <p>(2) 発生し、または発生するおそれがある放射線障害の状況</p> <p>(3) 講じ、または講じようとしている応急の措置の内容</p> <p>6. 原子力部長は、第4項の報告を受けた場合、第1項第(2)号から第(11)号についてはその旨を直ちに、その状況およびそれに対する処置を10日以内に<u>原子力規制委員会</u>へ報告する。</p> <p>7. 所長は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの放射線管理状況について、原子力部長に報告する。</p> <p>8. 原子力部長は、前項の報告を受けた場合、その旨を当該期間の経過後3月以内に<u>原子力規制委員会</u>へ報告する。</p> <p>9. 所長は、密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして<u>原子力規制委員会</u>が定めるもの（以下「特定放射性同位元素」という。）について、次の各号により、原子力部長に報告する。</p> <p>(1) 所長は、特定放射性同位元素を受入れ、または払出した場合、その旨および当該特定放射性同位元素の内容を原子力部長に報告する。</p> <p>(2) 原子力部長は、前号の報告を受けた場合、その旨および当該特定放射性同位元素の内容を当該行為を行った日から15日以内に特定放射性同位元素の受入れ等について<u>原子力規制委員会</u>に報告する。</p>	<p>・「原子力規制委員会設置法」の制定に伴う変更</p>

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(3) 所長は、前号の報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更したとき、または当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなったときは、その旨および当該特定放射性同位元素の内容を原子力部長に報告する。この場合において、一連の行為として受入れまたは払出しを行ったときは、第(1)号の報告に併せて行うことができる。</p> <p>(4) 原子力部長は、前号の報告を受けた場合、その旨および当該特定放射性同位元素の内容を変更の日から15日以内に<u>文部科学大臣</u>に報告する。この場合において、一連の行為として受入れまたは払出しを行ったときは、第(2)号の報告に併せて行うことができる。</p> <p>(5) 所長は、毎年3月31日に所持している特定放射性同位元素について、原子力部長に報告する。</p> <p>(6) 原子力部長は、前号の報告を受けた場合、毎年3月31日の翌日から起算して3月以内に<u>文部科学大臣</u>に報告する。</p> <p>(所員以外の者に対する措置)</p> <p>第33条 所長は、発電所構内に立ち入る所員以外の者に対する放射線障害の発生を防止するため、所員に対して行うものに準じて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(請負業者に対する放射線管理)</p> <p>第34条 所長は、管理区域内の作業を業者に請負わせる場合は、請負業者に遵守させる放射線管理上の必要事項を明確にするものとする。</p> <p>2. 各課長は、第1項に定める必要事項を遵守させなければならない。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、管理区域内で作業する業者に対して、各課長を通じて放射線防護上の指導、助言を行わなければならない。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、請負業者から当該作業の担当課長を経由して、定期的および作業終了時に、放射線管理に関する報告書をすみやかに徴収し、放射線管理に関する遵守状況を把握しなければならない。</p> <p>(教育および訓練)</p> <p>第35条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者に対して、法令および本規程の周知ならびにその他放射線障害の発生防止について、教育および訓練を計画的に実施する。</p> <p>2. 前項の教育および訓練は、別表5に定める項目と時間数で行う。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、第1項の教育および訓練に関し十分な知識および技能を有していると認められる者に対しては、教育および訓練の一部について省略することができる。</p> <p>4. 各課長は、一時立入者に対し、放射線障害の発生を防止するため必要な事項を周知させる。</p>	<p>(3) 所長は、前号の報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更したとき、または当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなったときは、その旨および当該特定放射性同位元素の内容を原子力部長に報告する。この場合において、一連の行為として受入れまたは払出しを行ったときは、第(1)号の報告に併せて行うことができる。</p> <p>(4) 原子力部長は、前号の報告を受けた場合、その旨および当該特定放射性同位元素の内容を変更の日から15日以内に<u>原子力規制委員会</u>に報告する。この場合において、一連の行為として受入れまたは払出しを行ったときは、第(2)号の報告に併せて行うことができる。</p> <p>(5) 所長は、毎年3月31日に所持している特定放射性同位元素について、原子力部長に報告する。</p> <p>(6) 原子力部長は、前号の報告を受けた場合、毎年3月31日の翌日から起算して3月以内に<u>原子力規制委員会</u>に報告する。</p> <p>(所員以外の者に対する措置)</p> <p>第33条 所長は、発電所構内に立ち入る所員以外の者に対する放射線障害の発生を防止するため、所員に対して行うものに準じて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(請負業者に対する放射線管理)</p> <p>第34条 所長は、管理区域内の作業を業者に請負わせる場合は、請負業者に遵守させる放射線管理上の必要事項を明確にするものとする。</p> <p>2. 各課長は、第1項に定める必要事項を遵守させなければならない。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、管理区域内で作業する業者に対して、各課長を通じて放射線防護上の指導、助言を行わなければならない。</p> <p>4. 放射線・化学管理課長は、請負業者から当該作業の担当課長を経由して、定期的および作業終了時に、放射線管理に関する報告書をすみやかに徴収し、放射線管理に関する遵守状況を把握しなければならない。</p> <p>(教育および訓練)</p> <p>第35条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者に対して、法令および本規程の周知ならびにその他放射線障害の発生防止について、教育および訓練を計画的に実施する。</p> <p>2. 前項の教育および訓練は、別表5に定める項目と時間数で行う。</p> <p>3. 放射線・化学管理課長は、第1項の教育および訓練に関し十分な知識および技能を有していると認められる者に対しては、教育および訓練の一部について省略することができる。</p> <p>4. 各課長は、一時立入者に対し、放射線障害の発生を防止するため必要な事項を周知させる。</p>	<p>・「原子力規制委員会設置法」の制定に伴う変更</p>

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(記録の作成・保存)</p> <p>第36条 放射線・化学管理課長は、次の事項を確実に記帳し、保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用する放射性同位元素の種類および数量 (2) 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法および場所 (3) 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名 (4) 放射性同位元素の受入れ、または払出し年月日およびその相手方の氏名、または名称、種類および数量 (5) 保管する放射性同位元素の種類および数量 (6) 放射性同位元素の保管の期間、方法および場所 (7) 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名 (8) 発電所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法および荷受人または荷送人の氏名または名称ならびに運搬に従事する者の氏名、または運搬の委託先の氏名もしくは名称 (9) 廃棄に係る放射性同位元素の種類および数量 (10) 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法および場所 (11) 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名 (12) 第29条に定める放射線施設の点検の実施年月日、点検の結果およびこれに伴う措置の内容ならびに点検を行った者の氏名 (13) 第35条に定める教育および訓練の実施年月日、項目ならびに当該教育および訓練を受けた者の氏名 (14) その他の放射線障害防止上必要とする事項 <p>2. 放射線・化学管理課長は、前項の帳簿を毎年3月31日または許可の取消しの日、使用の廃止の日に閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。</p> <p>(その他盗難予防に対する措置)</p> <p>第37条 所長は、各課長および主任者と協議のうえ次の事項を定め、必要な措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 守衛所における退所者および車両等のチェックに関すること。 (2) 各課長の分掌業務に関連する場所の鍵の保管に関すること。 (3) 放射性同位元素の使用施設および貯蔵施設等のパトロール等に関すること。 (4) その他盗難防止に関すること。 	<p>(記録の作成・保存)</p> <p>第36条 放射線・化学管理課長は、次の事項を確実に記帳し、保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用する放射性同位元素の種類および数量 (2) 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法および場所 (3) 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名 (4) 放射性同位元素の受入れ、または払出し年月日およびその相手方の氏名、または名称、種類および数量 (5) 保管する放射性同位元素の種類および数量 (6) 放射性同位元素の保管の期間、方法および場所 (7) 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名 (8) 発電所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法および荷受人または荷送人の氏名または名称ならびに運搬に従事する者の氏名、または運搬の委託先の氏名もしくは名称 (9) 廃棄に係る放射性同位元素の種類および数量 (10) 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法および場所 (11) 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名 (12) 第29条に定める放射線施設の点検の実施年月日、点検の結果およびこれに伴う措置の内容ならびに点検を行った者の氏名 (13) 第35条に定める教育および訓練の実施年月日、項目ならびに当該教育および訓練を受けた者の氏名 (14) その他の放射線障害防止上必要とする事項 <p>2. 放射線・化学管理課長は、前項の帳簿を毎年3月31日または許可の取消しの日、使用の廃止の日に閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。</p> <p>(その他盗難予防に対する措置)</p> <p>第37条 所長は、各課長および主任者と協議のうえ次の事項を定め、必要な措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 守衛所における退所者および車両等のチェックに関すること。 (2) 各課長の分掌業務に関連する場所の鍵の保管に関すること。 (3) 放射性同位元素の使用施設および貯蔵施設等のパトロール等に関すること。 (4) その他盗難防止に関すること。 	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
別表	別表	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">別表1. 組織 (第4条関係)</p> <pre> graph TD A[原子力発電安全委員会] --> B[所長] B --> C[放射線取扱主任者 (代理者)] B --> D[総務広報部長] B --> E[安全管理部長] B --> F[発電部長] B --> G[保修部長] B --> H[土木建築部長] D --> D1[総務課長] D --> D2[施設防護課長] E --> E1[放射線・化学管理課長] E --> E2[工程管理課長] F --> F1[発電課長] F1 --> F2[発電課当直長] G --> G1[保修統括課長] G --> G2[機械計画第一課長] G --> G3[電気計画課長] G --> G4[設備改良工事課長] H --> H1[土木建築課長] </pre>	<p style="text-align: center;">別表1. 組織 (第4条関係)</p> <pre> graph TD A[原子力発電安全委員会] --> B[所長] B --> C[放射線取扱主任者 (代理者)] B --> D[総務広報部長] B --> E[安全管理部長] B --> F[発電部長] B --> G[保修部長] B --> H[土木建築部長] D --> D1[総務課長] D --> D2[施設防護課長] E --> E1[放射線・化学管理課長] E --> E2[工程管理課長] F --> F1[発電課長] F1 --> F2[発電課当直長] G --> G1[保修統括課長] G --> G2[機械計画第一課長] G --> G3[電気計画課長] G --> G4[計装計画課長] G --> G5[設備改良工事課長] H --> H1[土木建築課長] </pre>	<p>・組織整備に伴う変更</p>

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考																												
<p>別表2. 管理区域およびその周辺の外部放射線に係る線量当量率および汚染状況の測定(第22条関係)</p> <table border="1" data-bbox="326 348 1089 1119"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>場所</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">線 量 ま 線 当 た 量 は 当 率 量</td> <td>使 用 施 設</td> <td rowspan="4">1回/月</td> </tr> <tr> <td>貯 蔵 施 設</td> </tr> <tr> <td>廃 棄 施 設</td> </tr> <tr> <td>管 理 区 域 境 界 付 近 敷 地 境 界 付 近</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">汚 染 状 況</td> <td>作 業 室 汚 染 検 査 室 管 理 区 域 境 界 付 近</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>排 気 口</td> <td>放出のつど</td> </tr> </tbody> </table>	項目	場所	測定頻度	線 量 ま 線 当 た 量 は 当 率 量	使 用 施 設	1回/月	貯 蔵 施 設	廃 棄 施 設	管 理 区 域 境 界 付 近 敷 地 境 界 付 近	汚 染 状 況	作 業 室 汚 染 検 査 室 管 理 区 域 境 界 付 近	1回/月	排 気 口	放出のつど	<p>別表2. 管理区域およびその周辺の外部放射線に係る線量当量率および汚染状況の測定(第22条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1475 348 2237 1119"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>場所</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">線 量 ま 線 当 た 量 は 当 率 量</td> <td>使 用 施 設</td> <td rowspan="4">1回/月</td> </tr> <tr> <td>貯 蔵 施 設</td> </tr> <tr> <td>廃 棄 施 設</td> </tr> <tr> <td>管 理 区 域 境 界 付 近 敷 地 境 界 付 近</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">汚 染 状 況</td> <td>作 業 室 汚 染 検 査 室 管 理 区 域 境 界 付 近</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>排 気 口</td> <td>放出のつど</td> </tr> </tbody> </table>	項目	場所	測定頻度	線 量 ま 線 当 た 量 は 当 率 量	使 用 施 設	1回/月	貯 蔵 施 設	廃 棄 施 設	管 理 区 域 境 界 付 近 敷 地 境 界 付 近	汚 染 状 況	作 業 室 汚 染 検 査 室 管 理 区 域 境 界 付 近	1回/月	排 気 口	放出のつど	
項目	場所	測定頻度																												
線 量 ま 線 当 た 量 は 当 率 量	使 用 施 設	1回/月																												
	貯 蔵 施 設																													
	廃 棄 施 設																													
	管 理 区 域 境 界 付 近 敷 地 境 界 付 近																													
汚 染 状 況	作 業 室 汚 染 検 査 室 管 理 区 域 境 界 付 近	1回/月																												
	排 気 口	放出のつど																												
	項目	場所	測定頻度																											
線 量 ま 線 当 た 量 は 当 率 量	使 用 施 設	1回/月																												
	貯 蔵 施 設																													
	廃 棄 施 設																													
	管 理 区 域 境 界 付 近 敷 地 境 界 付 近																													
汚 染 状 況	作 業 室 汚 染 検 査 室 管 理 区 域 境 界 付 近	1回/月																												
	排 気 口	放出のつど																												

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前			変更後			備考
別表3. 健康診断の方法・項目(第28条関係)			別表3. 健康診断の方法・項目(第28条関係)			
方法	項目	備考	方法	項目	備考	
問診	(1)放射線被ばく歴の有無 (2)被ばく歴を有する者については作業の場所・内容・期間・線量・放射線障害の有無その他放射線による被ばく状況	_____	問診	(1)放射線被ばく歴の有無 (2)被ばく歴を有する者については作業の場所・内容・期間・線量・放射線障害の有無その他放射線による被ばく状況	_____	
検査または検診	(1)末しょう血液中の血色素量またはヘマトクリット値・赤血球数・白血球数および白血球百分率 (2)皮膚 (3)眼	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域に立ち入る前の健康診断における(3)の項目は、医師が必要と認める場合に限る。 ・管理区域に立ち入った後の健康診断における(1)～(3)の部位または項目は、医師が必要と認める場合に限る。 	検査または検診	(1)末しょう血液中の血色素量またはヘマトクリット値・赤血球数・白血球数および白血球百分率 (2)皮膚 (3)眼	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域に立ち入る前の健康診断における(3)の項目は、医師が必要と認める場合に限る。 ・管理区域に立ち入った後の健康診断における(1)～(3)の部位または項目は、医師が必要と認める場合に限る。 	

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前				変更後				備考
別表4. 放射線施設の定期的な点検等(第29条, 第30条関係)				別表4. 放射線施設の定期的な点検等(第29条, 第30条関係)				
点検項目	点検細目等	実施者	点検頻度	点検項目	点検細目等	実施者	点検頻度	
1. 共通項目 (1)床, 壁等の構造 (2)遮へい物の状況	・破損, 亀裂等の状況 ・破損, 欠落等の状況	放射線・化学管理課長	2回/年	1. 共通項目 (1)床, 壁等の構造 (2)遮へい物の状況	・破損, 亀裂等の状況 ・破損, 欠落等の状況	放射線・化学管理課長	2回/年	
2. 管理区域 (1)区画および閉鎖設備 (2)標識	・区画物の設置および破損状況 ・出入口扉の施錠状況 ・「管理区域」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長		2. 管理区域 (1)区画および閉鎖設備 (2)標識	・区画物の設置および破損状況 ・出入口扉の施錠状況 ・「管理区域」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長		
3. 非密封放射性同位元素取扱施設 (1)フード (2)洗浄装置 (3)汚染除去機材および更衣設備 (4)放射線測定器 (5)標識	・フードの機能等の状況 ・設置および給排水の状況 ・設置の状況 ・設置および動作の状況 ・「放射性同位元素使用室」, 「汚染検査室」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長		3. 非密封放射性同位元素取扱施設 (1)フード (2)洗浄装置 (3)汚染除去機材および更衣設備 (4)放射線測定器 (5)標識	・フードの機能等の状況 ・設置および給排水の状況 ・設置の状況 ・設置および動作の状況 ・「放射性同位元素使用室」, 「汚染検査室」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長		
4. 密封放射性同位元素取扱施設 (1)自動表示装置 (2)標識	・動作状況 ・「放射同位元素使用室」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長		4. 密封放射性同位元素取扱施設 (1)自動表示装置 (2)標識	・動作状況 ・「放射同位元素使用室」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長		
5. 貯蔵施設 (1)貯蔵室 (2)貯蔵箱, 貯蔵容器 (3)放射性同位元素保管量 (4)閉鎖設備 (5)標識	・開口部(扉, 換気口等)の甲種防火戸, 扉の施錠の状況 ・貯蔵箱, 貯蔵容器の機能等の状況 ・種類, 数量の状況 ・出入口扉の施錠状況 ・「貯蔵箱」等標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長		5. 貯蔵施設 (1)貯蔵室 (2)貯蔵箱, 貯蔵容器 (3)放射性同位元素保管量 (4)閉鎖設備 (5)標識	・開口部(扉, 換気口等)の甲種防火戸, 扉の施錠の状況 ・貯蔵箱, 貯蔵容器の機能等の状況 ・種類, 数量の状況 ・出入口扉の施錠状況 ・「貯蔵箱」等標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長		
6. 廃棄施設 (1)排気設備 (2)保管廃棄設備 (3)標識	・排風機, 排気浄化装置および排気筒等の機能等の状況 ・廃棄物の保管状況 ・「排気設備」, 「保管廃棄設備」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長 機械計画第一課長		6. 廃棄施設 (1)排気設備 (2)保管廃棄設備 (3)標識	・排風機, 排気浄化装置および排気筒等の機能等の状況 ・廃棄物の保管状況 ・「排気設備」, 「保管廃棄設備」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長 機械計画第一課長		

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変更前	変更後	備考																												
<p style="text-align: center;">別表5. 教育および訓練(第35条関係)</p> <table border="1" data-bbox="234 348 1240 831"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時間数</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)放射線の人体に与える影響</td> <td>30分間</td> <td rowspan="5">初めて管理区域に立ち入る前</td> </tr> <tr> <td>(2)放射性同位元素の安全取扱</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>(3)放射線障害防止に関する法律</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>(4)放射線予防規程</td> <td>30分間</td> </tr> <tr> <td>(5)その他放射線障害防止に関して必要な事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 立ち入り後は, 1回/年</p>	項目	時間数	頻度	(1)放射線の人体に与える影響	30分間	初めて管理区域に立ち入る前	(2)放射性同位元素の安全取扱	4時間	(3)放射線障害防止に関する法律	1時間	(4)放射線予防規程	30分間	(5)その他放射線障害防止に関して必要な事項		<p style="text-align: center;">別表5. 教育および訓練(第35条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1386 323 2392 806"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時間数</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)放射線の人体に与える影響</td> <td>30分間</td> <td rowspan="5">初めて管理区域に立ち入る前</td> </tr> <tr> <td>(2)放射性同位元素の安全取扱</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>(3)放射線障害防止に関する法律</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>(4)放射線予防規程</td> <td>30分間</td> </tr> <tr> <td>(5)その他放射線障害防止に関して必要な事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 立ち入り後は, 1回/年</p>	項目	時間数	頻度	(1)放射線の人体に与える影響	30分間	初めて管理区域に立ち入る前	(2)放射性同位元素の安全取扱	4時間	(3)放射線障害防止に関する法律	1時間	(4)放射線予防規程	30分間	(5)その他放射線障害防止に関して必要な事項		
項目	時間数	頻度																												
(1)放射線の人体に与える影響	30分間	初めて管理区域に立ち入る前																												
(2)放射性同位元素の安全取扱	4時間																													
(3)放射線障害防止に関する法律	1時間																													
(4)放射線予防規程	30分間																													
(5)その他放射線障害防止に関して必要な事項																														
項目	時間数	頻度																												
(1)放射線の人体に与える影響	30分間	初めて管理区域に立ち入る前																												
(2)放射性同位元素の安全取扱	4時間																													
(3)放射線障害防止に関する法律	1時間																													
(4)放射線予防規程	30分間																													
(5)その他放射線障害防止に関して必要な事項																														

伊方発電所放射線障害予防規程の変更前後の比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) 第1条 この規程は、<u>第8.7回定時株主総会開催日</u>から施行する。</p>		<p>・ 附則の削除</p>